

青警本刑企 第 3 7 5 号  
青警本生企 第 3 7 8 号  
青警本交企 第 5 5 2 号  
青警本備一 第 2 1 2 号  
平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

届出人に対する書面交付の適正な実施について

被害の届出人に対する書面交付については、「届出人に対する書面交付の本実施について」（平成 2 5 年 3 月 2 6 日付け青警本刑企第 1 2 3 号ほか。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、この度、業務の合理化を図り、本制度の効率的な運用と届出人の利便性向上のため、交付書面の様式等を改正し、平成 2 8 年 1 月 1 日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底を図り、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

## 1 改正の趣旨

届出人への書面交付は、被害の届出の受理に当たり、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図る目的で実施しているところであるが、本制度をより一層効率的に運用するとともに、書面を受ける届出人の利便性の向上を図るため、交付書面の様式等を改正したものである。

## 2 改正内容

### (1) 交付書面の控えの廃止等

これまでの交付書面（以下「旧様式」という。）では、交付書面と交付書面の控えが一对の様式となっており、届出人が書面交付を希望した場合は、交付書面に必要事項を記載して、交付書面と交付書面の控えを切り離した上で交付書面を届出人に交付、控えを犯罪事件受理簿（以下「受理簿」という。）に編てつし、届出人が書面交付を希望しなかった場合においても、交付書面に必要事項を記載して、交付書面と交付書面の控えは切り離すことなく、それを受理簿に編てつしており、届出人の希望の有無に関わらず書面の作成と受理簿への編てつを要しており、業務負担となっていた。

また、本県における受理簿には、書面交付実施の有無を記載する欄を設け

ており、受理簿により書面交付の実施状況の管理が可能であるが、交付書面の控え等を受理簿に編てつしていることから、書面交付の実施状況を受理簿で2重に管理している状況であった。

そこで、改正後の交付書面（以下「新様式」という。）では、交付書面の控えを廃止し、届出人が書面交付を希望した場合にのみ書面を作成・交付して、届出人が希望しなかった場合は、書面の作成と受理簿への未交付書面の編てつを要しないこととし、業務の合理化を図った。

## (2) 交付書面の縮小化

旧様式では、書面サイズが大きく、持ち運びや保管に不便であったが、新様式では、別添のとおり書面サイズを縮小化（名刺サイズ）し、交付を受ける届出人の利便性向上を図った。

## 3 実施方法等

### (1) 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領」（平成26年7月31日付け青警本教第250号ほか）に定める連絡対象事件を除いたものを対象とする。

なお、連絡対象事件については、「被害者連絡実施要領」に基づき、事件担当課員が被害者に対して課係及び氏名を教示した上、刑事手続及び犯罪被害者のための制度等の必要事項の連絡を行うこととするが、書面を交付することを妨げない。

### (2) 実施方法

#### ア 書面交付制度に関する説明及び書面交付希望の聴取

被害の届出を受理した際には、届出人に対して必ず本制度について説明を実施し、書面交付の希望の有無を聴取すること。

#### イ 事件受理番号の取得

届出人が書面交付を希望した場合は、警察署事件担当課等にその旨を連絡し、受理番号を取得すること。

また、事件担当課等にあつては、受理簿の備考欄に書面交付の有無を朱書きで記載すること。

### (3) 書面の作成・交付

交付書面は、届出人が書面交付を希望した場合にのみ、別添の様式に届出年月日、受理番号、届出受理警察官の氏名等の必要事項を記載し、届出人に交付すること。

なお、交付書面に記載する問合せ先については、原則として事件担当係を記載するものとするが、事案の概要により交番名等を記載することを妨げるものではないので、適切に対応すること。

## 4 留意事項

### (1) 交付書面は、あくまでも届出人の便宜のために交付するものであり、警察証明の類の書面でないため、誤解を受けることがないように十分配慮するこ

と。

- (2) 受理簿に書面交付の有無を記載するにあたっては、届出の受理担当者が書面交付を行ったのかについて確実に確認した上で記載すること。

担当：刑事企画課刑事部企画係

## 裏面

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。

### 注意事項

- 1 お問合せの際は、受理番号、被害にあわれた方のお名前をお伝えください。
- 2 これは、被害届の受理証明ではありません。